

静医発第 1066 号
令和 3 年 8 月 20 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸



診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記事務連絡が発出され、静岡県感染症対策担当部長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

政府の基本的対処方針の改定において「軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す」こととされたことを受け、静岡県においても、現下の感染拡大を踏まえ、発熱等の症状がある患者に対し、検査の積極的な実施について協力要請がなされたところです（令和 3 年 8 月 11 日付け静医発第 1015 号にて通知済み）。

本通知では、抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者に実施する場合には感度が高く、有症状者（発症から 9 日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができることとされており、抗原簡易キット等による迅速な検査を実施するよう協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、発熱等診療医療機関及び PCR 検査等委託契約受託医療機関宛てには、静岡県より直接、通知されておりますことを申し添えます。



感 新 第 551 号
令和 3 年 8 月 19 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 3 年 8 月 5 日付け事務連絡により厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり通知がありました。

また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた発熱等がある患者の診療・検査の実施については、令和 3 年 8 月 10 日付け感新第 517 号により貴会あて協力要請を行ったところであります。

つきましては、関係医療機関（発熱等診療医療機関及び事務委託契約受託医療機関）に対し、別添のとおり通知しましたので御承知おき願います。

なお、公益社団法人静岡県病院協会には別途周知している旨を申し添えます。

記

1 通知の概要

(1) 抗原定性検査の活用について

抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者（発症から 9 日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができます。

早期に陽性者を把握し感染拡大を防止する観点からも、活用の検討をお願いいたします。

(2) 抗原簡易キットの使用を含む抗原定性検査の要点

ア 検体採取は鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）の使用が可能です。唾液の使用は推奨されていません。

イ 陽性、陰性ともに検査結果により確定診断が可能です。ただし、発症から 10 日目以降で陰性の場合、必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨されています。

2 その他

抗原簡易キットを含む抗原定性検査の詳細については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 4 版）」で示されており、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省HP URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>

担 当 新型コロナウイルス対策課 機動第 4 班
電話番号 054-221-2916

関係医療機関管理者 様

〔 発熱等診療医療機関
PCR 検査等事務委託契約受託医療機関 〕

静岡県感染症対策担当部長

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 3 年 8 月 5 日付け事務連絡により、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり通知がありました。

また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた発熱等がある患者の診療・検査の実施については、令和 3 年 8 月 10 日付け感新第 517 号により静岡県医師会あて協力要請を行ったところであります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関においては、国通知の内容も踏まえ、下記のとおり抗原簡易キット等による迅速な検査を実施していただくようお願いいたします。

記

1 通知の概要

(1) 抗原定性検査の活用について

抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者（発症から 9 日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができます。

早期に陽性者を把握し感染拡大を防止する観点からも、活用の検討をお願いいたします。

(2) 抗原簡易キットの適用について

ア 検体採取は鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）の使用が可能です。唾液の使用は推奨されていません。

イ 陽性、陰性ともに検査結果により確定診断が可能です。ただし、発症から 10 日目以降で陰性の場合、必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨されています。

2 その他

抗原簡易キットを含む抗原定性検査の詳細については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 4 版）」で示されており、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 HP URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>

感 新 第 551 号
令和 3 年 8 月 19 日

公益社団法人静岡県病院協会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 3 年 8 月 5 日付け事務連絡により厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から通知があったため、下記により概要をまとめ、お知らせします。

なお、一般社団法人静岡県医師会、関係医療機関（発熱等診療医療機関及び事務委託契約受託医療機関）には別添のとおり通知している旨を申し添えます。

記

1 通知の概要

(1) 抗原定性検査の活用について

抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者（発症から 9 日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができます。

早期に陽性者を把握し感染拡大を防止する観点からも、活用の検討をお願いいたします。

(2) 抗原簡易キットの適用について

ア 検体採取は鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）の使用が可能です。唾液の使用は推奨されていません。

イ 陽性、陰性ともに検査結果により確定診断が可能です。ただし、発症から 10 日目以降で陰性の場合、必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨されています。

2 その他

抗原簡易キットを含む抗原定性検査の詳細については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 4 版）」で示されており、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 HP URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>

担 当 新型コロナウイルス対策課 機動第 4 班
電話番号 054-221-2916

事務連絡
令和3年8月5日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

標記については、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定（令和3年7月30日）において「軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す」とこととされたところです。

発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについては、これまでも「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）などによりお示しするとともに、同事務連絡において、診療・検査医療機関における発熱患者等の迅速・スムーズな診断・治療につなげられるよう、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの活用の検討をお願いしてきました。

また、医療機関が発熱患者等の検査を実施する際の指針として、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」を、厚生労働省厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえながら累次改訂してきたところです。

抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者に実施する場合には感度が高く、有症状者（発症から9日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができます。早期の受診・検査により早期に陽性者を把握することができれば、感染拡大防止に寄与することが期待できます。

今般、改めて、これまでの関係通知の要点を整理しましたので、管内医療機関等関係者への周知をお願いいたします。また、これまでも政府広報において、体調不良時などにおける医療機関等への適切な相談・受診を呼びかけてきたところですが、改めて、管内地方公共団体や関係機関等とも連携しながら、幅広い周知・広報への御協力をお願いいたします。

記

1. 最新のガイドラインにおける抗原簡易キットの適用について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）でお示ししている内容ですが、抗原簡易キットの使用を含む抗原定性検査についての要点を改めて整理しましたので、活用に向けた検討をお願いいたします。

（1）検体採取

抗原定性検査の検体採取については、鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）の使用が可能であり、唾液の使用は推奨されておられません。

（2）検査の解釈と検査精度

有症状者に対する抗原定性検査は、鼻咽頭・鼻腔検体では、発症初日から用いることができます。陽性・陰性ともに検査結果により確定診断が可能とされています。ただし、10日目以降で陰性の場合、臨床像から感染を疑う際には必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨されています。

2. かかりつけ医及び診療・検査医療機関等における軽症状者への早期受診及び検査の促進について

かかりつけ医及び診療・検査医療機関等においては、患者から相談があった場合には、新型コロナウイルス感染症に特異的な症状でなくとも、他の疾患によるものであることが明らかな場合を除き、軽度であっても発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合には診療・検査医療機関等への受診勧奨を行うほか、患者が受診された場合は検査実施について御検討いただき、早めの受診、検査につなげていただくようお願いいたします。

3. 各地方公共団体において、以下の方法を参考にしながら、地域の実情に合わせた適切な方法で、幅広い周知・広報をお願いいたします。

① 各地方公共団体のホームページに政府広報のリンクを設けること

＜政府広報＞

新型コロナウイルス対策「体調不良時の行動」篇（30秒）

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg22579.html>

② 政府広報の紹介資料（別添）を各地方公共団体のホームページに掲載すること

③ 政府広報の紹介資料（同上）を庁舎内に掲示すること

④ 政府広報の紹介資料（同上）を関係機関、関係団体等に対して周知すること

以上



体がだるい、熱がある、のどに違和感があるなど

体調不良のときには

人との接触を控え、かかりつけ医など
身近な医療機関へまずはお電話を



一人ひとりの行動が感染拡大防止につながります

各都道府県の受診・相談センターの連絡先など 詳しくは

感新第 517 号
令和 3 年 8 月 10 日

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一 様

静岡県知事 川勝 平太



現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた協力の要請について

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 7 月下旬より新型コロナ患者数がこれまでになく急激に増加しており、令和 3 年 8 月 9 日時点で、全療養者数は 1,300 人を超え、病床利用率も県全体では 45% (東部地域では 60%) に届こうとしています。

また、帰国者接触者外来を開設している病院は、新型コロナ患者の入院対応や療養先を決める振り分け外来の診療で極めて負担が増大しています。

このような医療現場の強いひっ迫状況を踏まえて、8 月 5 日開催の第 2 回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議において、別添のとおり提言がとりまとめられたところです。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまで、発熱等の症状がある患者の診療や検査、宿泊療養施設のオンコール対応などに御協力いただいているところですが、現下の感染拡大を踏まえ、下記の事項について改めて御協力をお願い致します。

記

1 自宅療養者の診療体制の充実

陽性者のうち、無症状又は軽症、かつ、家庭内感染の恐れがない場合などには、自宅療養となります。

自宅療養者が症状の悪化等により、受診を希望する場合には、外来診療・往診・オンライン診療等に御協力をお願いします。

2 濃厚接触者の体調が悪化した場合の診療、検査実施

現在、自宅療養者及び濃厚接触者が急増し、健康観察業務もひっ迫している状況であり、濃厚接触者の体調悪化時の病院又は保健所の対応が困難となっています。

濃厚接触者が健康観察期間中に体調が悪化した場合には、通常が発熱等の症状がある患者と同様に、かかりつけ医療機関や発熱等診療医療機関において、診療や検査の実施をお願いします。

3 発熱等の症状がある患者の診療・検査の実施

県内の感染者の約7割はデルタ株によるものとなっておりますが、デルタ株は従来株と比較し、実効再生産数が極めて高いです。

このため、早期の受診・検査により新型コロナウイルス感染者を診断することができれば、感染拡大防止に大きく寄与することが期待できます。

他の疾患によるものであることが明らかな場合を除き、軽度であっても発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合には、新型コロナウイルスに係る検査の積極的な実施をお願いします。

担当：新型コロナウイルス対策課
電話：054-221-2459